別記様式（第７条関係）

表面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第100条第１項の規定による立入検査証

職名及び氏名

写真

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

法務大臣　　印

厚生労働大臣　　印

裏面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）

第13条　（略）

２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び検査）

第100条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第13条第２項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十一　（略）

十二　第100条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とすること。

○法務省・厚生労働省令第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十八日

法務大臣　金田　勝年

厚生労働大臣　塩崎　恭久

外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令

（経理原則）

第一条　外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定の設定）

第二条　機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、また、必要に応じ、計算の過程を明らかにするための勘定を設けて経理するものとする。

（予算の内容）

第三条　機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第八条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二　第九条第二項の規定による経費の指定

三　第十条第一項ただし書の規定による経費の指定

四　前三号に掲げる事項のほか、予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第五条　収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分する。

（予算の添付書類）

第六条　機構は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第九十二条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

２　機構は、法第九十二条第一項後段の規定による予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に、前項第二号及び第三号に掲げる書類を添付して法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予備費）

第七条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

２　機構は、予備費を使用したときは、速やかに、その旨を法務大臣及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

３　前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもってするものとする。

（債務を負担する行為）

第八条　機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算をもって法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。